

東証上場会社における社外取締役の選任状況 及び 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の傾向について

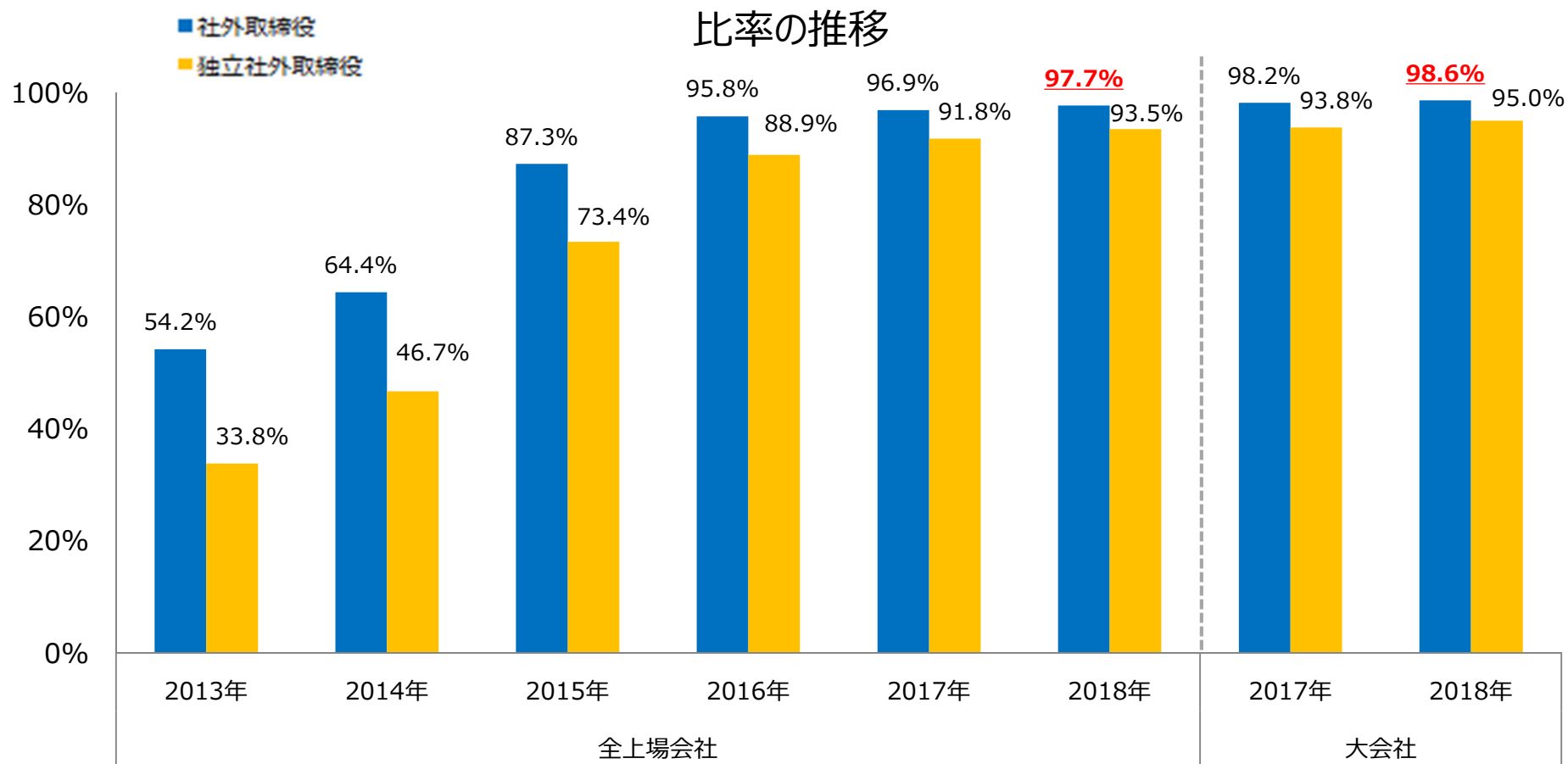


2018年8月1日
株式会社 東京証券取引所

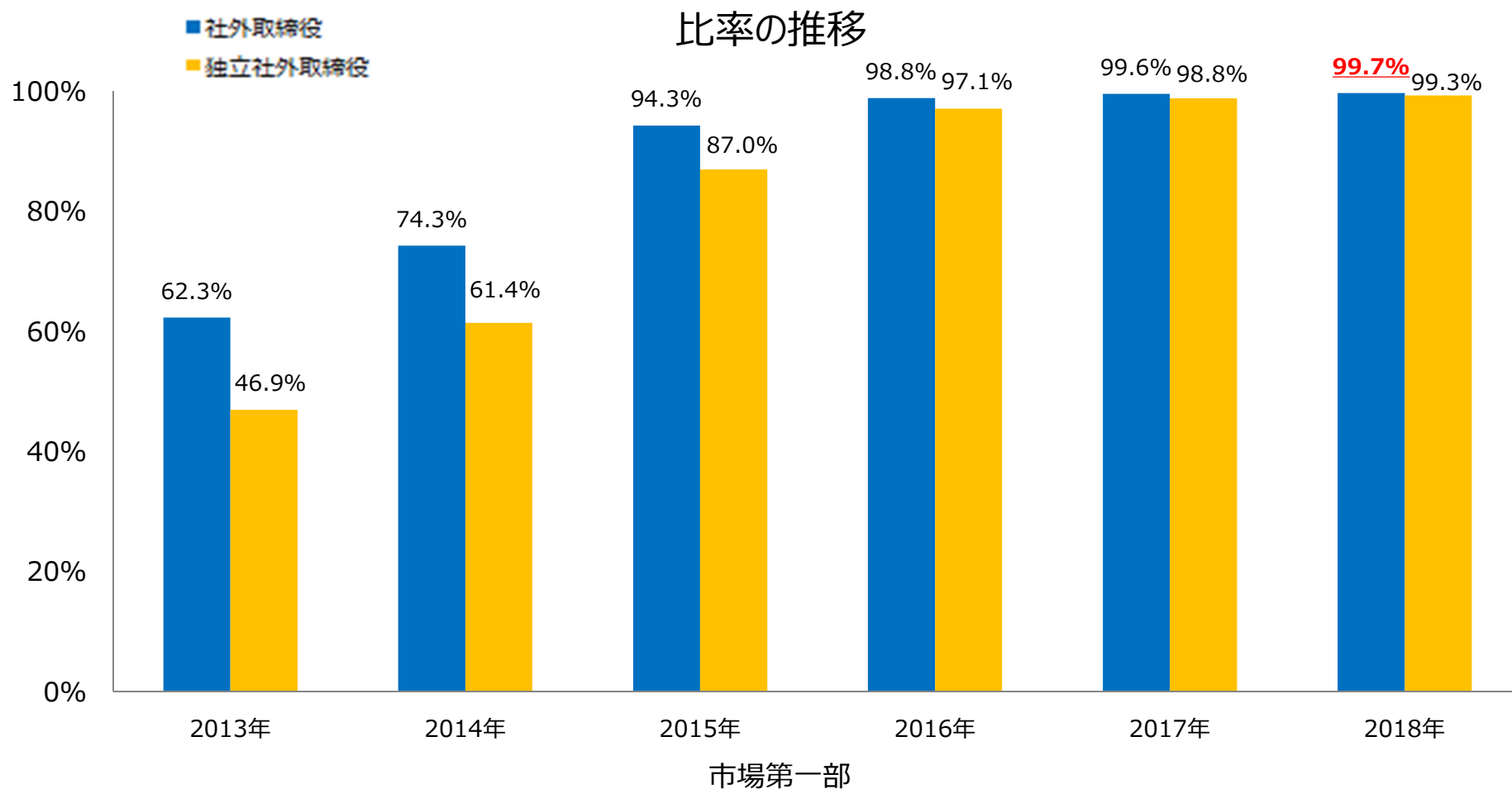
1.東証上場会社における社外取締役の選任状況



- 社外取締役・独立社外取締役を1名以上選任する上場会社の比率は、
 - ✓ **全上場会社**では、社外取が97.7%、独立社外が93.5%
 - ✓ **大会社**に限ると、社外取が98.6%、独立社外が95.0%

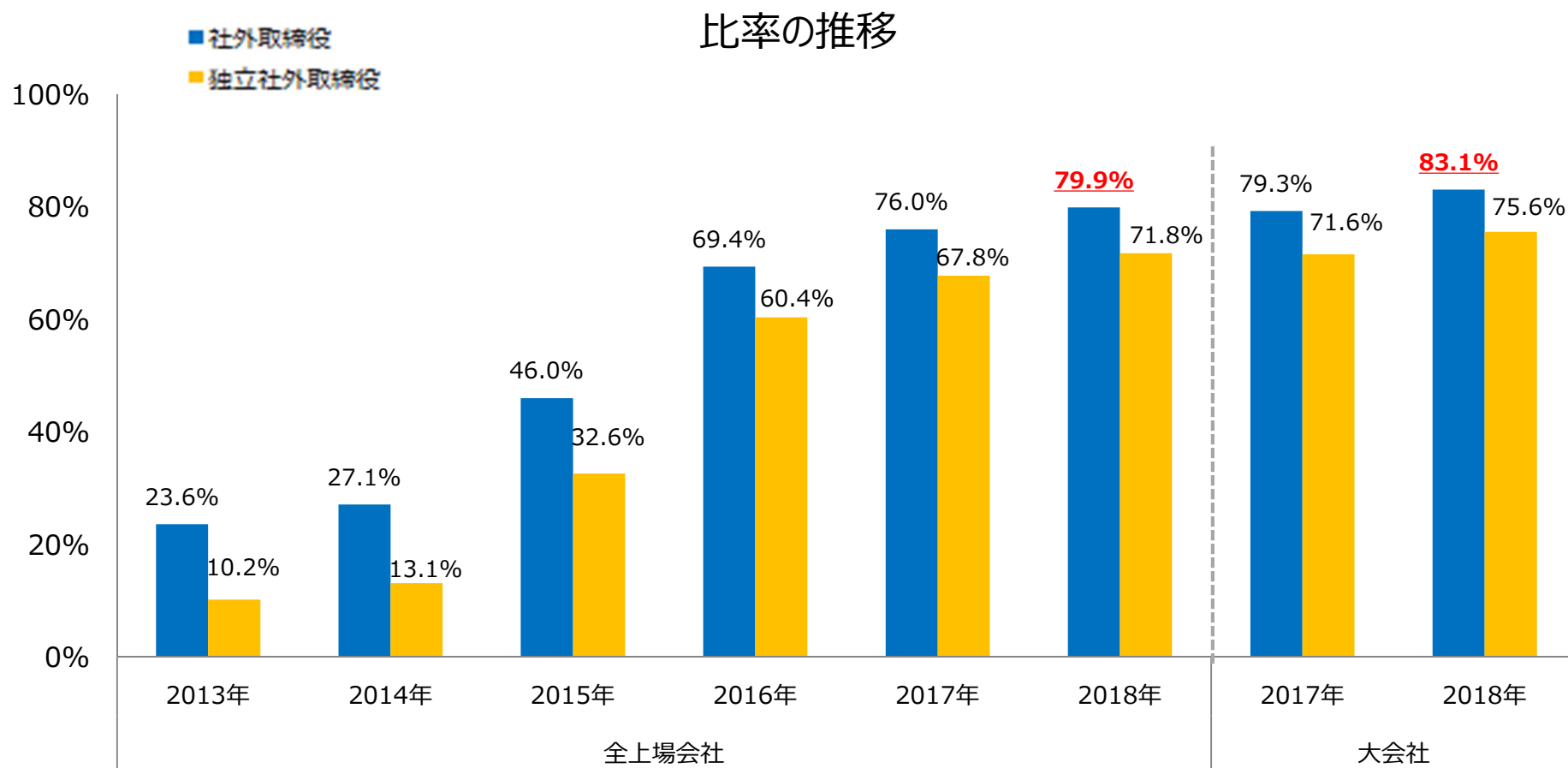


- 社外取締役・独立社外取締役を1名以上選任する上場会社の比率は、
 - ✓ **市場第一部**では、社外取が99.7%、独立社外が99.3%

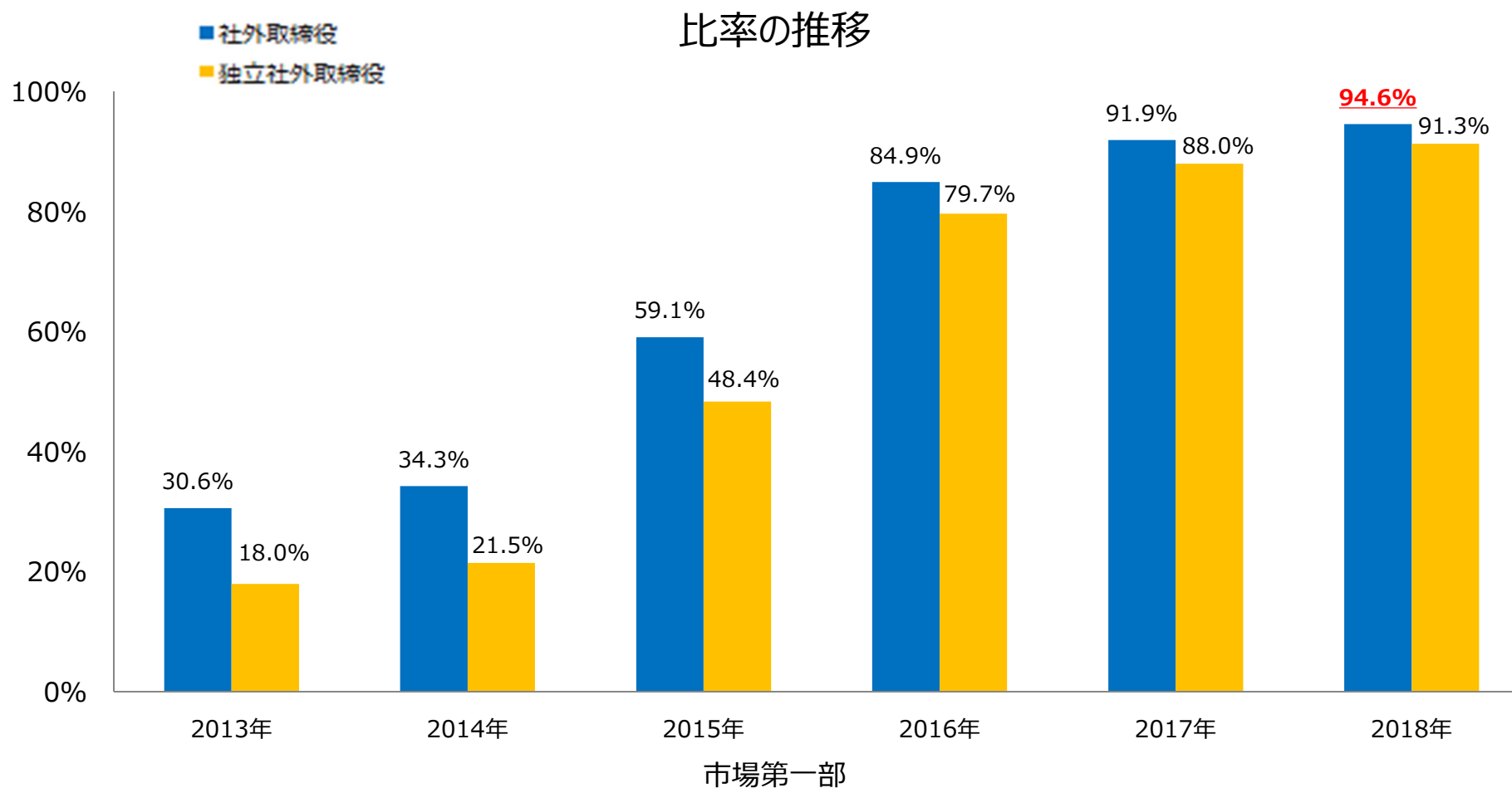


【参考】社外取締役等の選任状況（2名以上）【全上場会社・大会社】

- 社外取締役・独立社外取締役を2名以上選任する上場会社の比率は、
 - ✓ **全上場会社**では、社外取が79.9%、独立社外が71.8%
 - ✓ **大会社**に限ると、社外取が83.1%、独立社外が75.6%



- 社外取締役・独立社外取締役を2名以上選任する上場会社の比率は、
 - ✓ 市場第一部では、社外取が94.6%、独立社外が91.3%





上場会社の属性別の社外取締役等的人数

集計対象	社数	取締役会 平均 人数	平均 人数	社外取締役					平均 人数	独立社外取締役				
				0名	1名	2名 以上	1/3 以上	過半数		0名	1名	2名 以上	1/3 以上	過半数
市場第一部	2,099 社	9.17 人	2.68 人	7社	106社	1,986 社	877社	103社	2.46 人	15社	168社	1,916 社	706社	67社
				0.3%	5.1%	94.6%	41.8%	4.9%		0.7%	8.0%	91.3%	33.6%	3.2%
市場第二部	511 社	7.77 人	2.16 人	5社	107社	399社	181社	22社	1.82 人	22社	149社	340社	121社	11社
				1.0%	20.9%	78.1%	35.4%	4.3%		4.3%	29.2%	66.5%	23.7%	2.2%
マザーズ	259 社	6.08 人	1.94 人	11社	99社	149社	124社	28社	1.52 人	30社	123社	106社	81社	12社
				4.2%	38.2%	57.5%	47.9%	10.8%		11.6%	47.5%	40.9%	31.3%	4.6%
JASDAQ	729 社	6.88 人	1.63 人	59社	330社	340社	190社	26社	1.19 人	164社	344社	221社	105社	7社
				8.1%	45.3%	46.6%	26.1%	3.6%		22.5%	47.2%	30.3%	14.4%	1.0%
全上場会社	3,598 社	8.28 人	2.34 人	82社	642社	2,874 社	1,372 社	179社	2.04 人	231社	784社	2,583 社	1,013 社	97社
				2.3%	17.8%	79.9%	38.1%	5.0%		6.4%	21.8%	71.8%	28.2%	2.7%
JPX日経400	399 社	10.58 人	3.28 人	0社	5社	394社	185社	31社	3.11 人	0社	9社	141社	162社	26社
				0.0%	1.3%	98.7%	46.4%	7.8%		0.0%	2.3%	35.3%	40.6%	6.5%
大会社	3,164 社	8.55 人	2.42 人	43社 (12社減)	493社	2,628 社	1,205 社	163社	2.12 人	158社	614社	2,392 社	896社	86社
				1.4%	15.6%	83.1%	38.1%	5.2%		5.0%	19.4%	75.6%	28.3%	2.7%

※下段の数値（比率）は各区分における社数に占める構成比

2.社外取締役を置くことが相当でない理由の傾向



- 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務の対象会社数の変化
 - ✓ 昨年の48社から37社に減少
 - ✓ 37社中27社は「選任に向けて検討を行っていく」旨の説明を記載

- 事業報告に記載されている「社外取締役を置くことが相当でない理由」は、おおむね昨年と同様
 - ✓ 大別すると次の3つの類型
 - (1) 独立性があること、自社／業界に関する専門知識があること の双方を要件とした上で、「適任者」が不在
 - (2) 「適任者」でない者が取締役になると、迅速かつ的確な経営が阻害される
 - (3) 社外取締役を置かなくとも、現状のガバナンス体制で十分

集計対象

- 2018年についての数値は、2018年7月13日時点のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに集計。
- 比較対象としている2017年以前の数値は、各時点におけるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに集計。
- 会社法上の大会社の判定は、QUICK AstraManagerにより取得した資本金及び負債総額を使用

独立社外取締役の定義

- 本集計において、独立社外取締役とは、以下の独立性基準を満たし、独立役員として届け出られている社外取締役のことを指す。

独立性基準（抜粋）

- A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- D. 最近において次の（A）から（D）までのいずれかに該当していた者
 - （A） A、B又はCに掲げる者
 - （B） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - （C） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （D） 上場会社の兄弟会社の業務執行者